

市内バス路線「藻川線」の再編および「金木線」の廃止について

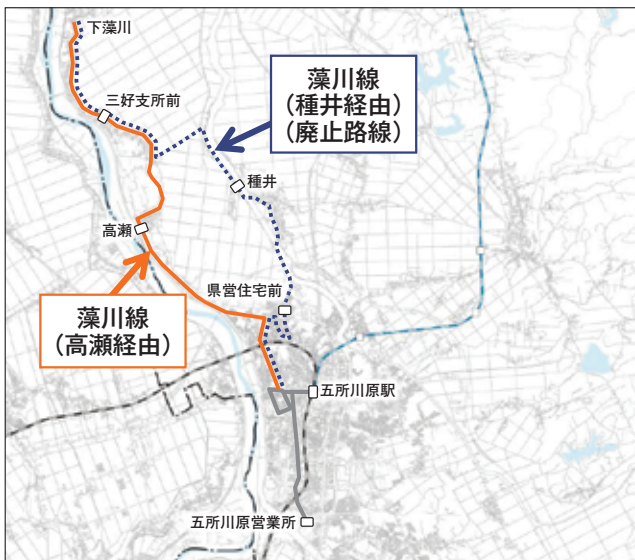
市では、持続可能で効率的な公共交通の提供を目指すために、市域全体のバス路線の見直しを進めています。その一環として、近年続く路線バスの利用者の減少および維持費用の増大、さらにはバス運転手の不足等の理由により、11月30日(金)をもって、下記のとおりバス路線「藻川線」を再編するとともに「金木線」を廃止することとなりました。

なお、12月1日(土)からの藻川線（高瀬・若葉経由）の発着時刻および運賃等については、弘南バス(株)までお問い合わせください。

	再編前（11月30日まで）			再編後（12月1日から）		
	路線名	運行本数		路線名	運行本数	主な停留所
1	藻川線（高瀬経由）	往路3本 復路4本	→	藻川（高瀬・若葉 経由）	往路3本 復路4本	弘南バス(株)五所川原営業所－五所川原駅前－つがる総合病院－末広町－若葉2丁目－若葉1丁目－県営住宅前－五所川原小学校前－田川－高瀬－鶴ヶ岡－下藻川
	藻川線（種井経由）	往路3本 復路3本				
2	金木線	往路3本 復路5本 (土日祝運休)	→			廃止

【路線図】

<藻川線>



<金木線>



問…弘南バス(株)乗合部 0172-32-2241 / 都市計画課 内線2634

12月3日～9日は障害者週間です

問 家庭福祉課 内線2482

「障害者週間」は、障がいのある方の福祉について国民に関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進する目的に定められています。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、みんなで考えてみませんか。

障がいを理由とした差別の解消に努めましょう

平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行してから2年半経過しています。この法律では、障害を理由とする「不当な差別的取り扱いの禁止」と障害のある方に対する「合理的配慮の提供」が定められています。

- ▷「不当な差別的取り扱い」とは障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否したり制限すること等
- ▷「合理的配慮」とは障害のある方やその家族から配

慮を求められた場合に、負担になりすぎない範囲で次のような合理的配慮を行うこと

- (例) 車いすの方が乗り物に乗るときに手助けをする / 聴覚障害のある方と筆談でコミュニケーションを取る 等

合理的配慮の提供については、行政機関等は法的義務、民間事業者については努力義務となっています。
ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、外見では障がいがあると分からなくても援助や配慮が必要な方が身につけることで、周囲に配慮等が必要であることを知らせるマークです。

ヘルプカードは、障がいなどのある方が困った時に、周囲の方に配慮や手助けをお願いしやすくするための情報を伝えるためのカードです。どちらも市に申請することで入手できますので、必要な方は家庭福祉課または各総合支所総合窓口係で申請してください。